

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880



秘 極
無 期 限
の 内 部 号

一 沖縄の施政権返還問題は、日本に於いては領土問題であり、その故に感情的にきわめて単純かつ直ちものである。この問題は、太平洋戦争に終んで日米間に残された最後の大きな問題であり、現政府としては、是非施政権の全面返還を實現し、将来にわたり日米双方に満足しうる解決を図る必要があると強く考えている。而して沖縄の施政権返還は、日米兩國間の主要な政治的條件であるのみならず、日本を含む極東地域全体の安全保障に關係するところである。従つて施政権返還問題は、今後のアジア情勢の長期的展望と、その中に於ける日米兩國の果すべき役割りについて、

兩國間に十分の意思疎通を図り、そのような背景の下に、日米友好關係の枠内に於いて対処しなければならぬところである。

一 沖縄問題については、すでに久しく日米両政府間において語合われてきた。特に一九六七年十一月の佐藤総理とジョンソン大統領の会談に於いて、「日米兩國政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、・・・沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうこと」に合意し、爾來沖縄の施政権返還に關する諸問題について、両政府当局者間において高級検討を重ねてきた。この間日本国内並びに沖縄現地に於いて、施政権返還の理想は日を迫りて高まり、前記日米会談に於いて総理大臣が「西三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべしである」と

を強調された懸念もあり、日本政府は施政権返還問題を米國政府との間に具体的に話し進めるべき時期に到達したと考えるものである。

④ 沖縄の施政権返還と、日本を含む極東の安全保障の問題について、以下いくつかの点に関し日本政府の見解を述べる。

⑤ 安保条約は戦後の極東情勢變遷を通じ、日本を含む極東の安全のため重要な使命を果たしてきた。このことは事実により裏付けされているし、日本國民の大多数も安保条約を支持してゐる。日本政府は一九七〇年以後にかつても現行安保条約を堅持する方針であり、米國政府も同様に考えることを期待する。

⑥ 沖縄の施政権返還後にかつては、安保条約及び地位協定が沖縄にも適用されることとなるが、沖縄自衛の防衛について日本政府がその責任を負つて行くことは当然であり、日本政府關係当局にかつてその準備検討を行なつてゐる。

⑦ 安保条約及び地位協定が沖縄に適用される点に関し、日本國內多數の意見は、返還後の沖縄に残るべき米軍の施設区域は、機能的に本土の施設区域と同様の規模であるべしとする、いわゆる「本土並み」を期待してゐる。また、所謂「本土並み」とは、具体的には安保条約第六條實施に関する交換公文に定められた事項、特に核兵器の持込み並びに戦闘作戦行動のための施設区域使用に関し、事前協議を適用すべしという主張である。この主張の背景は主として、①返還後の沖縄を本土と差別すべ

すべからず、同族に対する特殊の感情より核兵器の導入を許すべ
きであらう。④日本の意思にかかわらずなく戦争にまき込まれては
ならぬ、と云う国民的感情に発するものである。

⑤ 日本政府の見解によれば、現在並びに予見しうる将来にかけ
る極東の國際的の力の關係にかいて、米軍のプレゼンスが力關
係の一つの柱となつてあり、この事實が日本のみならず、極東
の自由諸國の平和と安全のため根柢な役割りを果している。従
つて日本政府は、施政権返還後になつても、安保条約に基つき
米軍の施設区域が沖縄に設けられることが、日本及び日本を含む
極東の平和と安全のため必要であると考えるものであるが、こ
のようにして沖縄に留るべき米軍施設区域の規模が、軍事機能

Handwritten signature or mark.

的にかかたるべきかについては、現案に軍事的抑止力の主体
を担つてゐる米國の判断を尊重する必要がある。

⑥ 施政権返還後の沖縄における米軍の地位に関しては、本土と
同様に地位協定が適用されるべきものと考ええる。具体的に地位
協定を沖縄に適用するについては、たとえば引続き提供される
べき施設区域の画定、公益事業の引継ぎ、道路の管理等、~~その他~~
~~その他~~調査調整を要すると思われる多くの問題があるので、日
米両政府間にかいて、あらかじめ事務的に検討と準備を行なう
べきものと考ええる。

Handwritten signature or mark.

⑦ 以上の諸点を念頭にかきつゝ、日本政府は沖縄の施政権返還問
題に關し、米國政府との間に具体的に話し合いを行ないたい。日本

政府は、返還に関する最も重要な要素である返還後の施設区域の
態様につき、いかなる解決を圖りうるや苦慮しているところであ
るにかんがみ、米國政府と照会を進めるに当り、まず以下の二
点につき米國側に対して要望し、その見解を聴取したい。

(1) 日本政府としては、返還後の沖繩に核兵器の常時配備を容認
することは困難であると認めざるをえない。よつてもし現に核
兵器が配備されているとすれば、これを施設極返還実現の時点
で撤去し、返還後は、核兵器持込みは事前協議の対象とするこ
ととする。

Amura W. G. 校

(2) 返還後の沖繩の米軍施設区域を戦闘作戦行動のために使用す
ることは事前協議の対象とする。この問題を検討するため、

手直しする戦闘作戦行動のための使用の可能性について日米間
交渉する。